

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
道企業管理規程	
○北海道企業職員給与規程……………	1
○北海道企業職員退職手当規程を廃止する規程……………	6
○公益的法人等への企業職員の派遣等に関する規程の一部を改正する規程……………	6
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される企業職員の処遇等に関する規程の一部を改正する規程……………	6
○北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………	6
道企業局告示	
○特日出先機関及びその級別の指定……………	6
道人事委員会規則	
○給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則……………	7
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	7
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………	7
○特出勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	8
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………	8
○給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則……………	10
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	10
○平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則……………	10

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業職員給与規程を次のように定める。
平成21年11月30日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

北海道企業管理規程第10号

北海道企業職員給与規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規程は、北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道

条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、この条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（給料表）

第2条 給料表は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表のとおりとする。

（職務の級）

第3条 職員の職務は、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1のとおりとする。

（管理職手当）

第4条 条例第3条の2に規定する管理者が指定する職にある職員は、別表第2に掲げる職にある者とする。

（地域手当）

第5条 条例第5条の2に規定する管理者が定める地域は、札幌市とする。

（住居手当）

第6条 条例第5条の3第1号に規定する管理者の定める職員は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）他の地方公共団体等から貸与された職員宿舎に居住している職員
- （2）配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者（条例第5条第2項に規定する扶養親族である者をいう。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族である者の所有に属する住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

2 条例第5条の3第2号に規定する管理者の定めるこれに準ずる住宅は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）職員の扶養親族たる者の所有に属する住宅
- （2）その他管理者が定める住宅

3 条例第5条の3第2号に規定する管理者の定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）第6条第2項第1号に掲げる住宅 職員の扶養親族である者
- （2）第6条第2項第2号に掲げる住宅 管理者が定める者

4 条例第5条の3第3号に規定する管理者の定める住宅は、第1項第1号に規定する職員宿舎及び同項第2号に規定する住宅とし、同号に規定する管理者の定めるものは、住居手当に関する規則（昭和45年北海道人事委員会規則7-354）第2条の3の規定を準用するものとする。

（単身赴任手当）

第7条 条例第6条の2に規定する管理者の定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情と

する。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（管理者の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 条例第6条の2本文及びただし書に規定する管理者が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- (2) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（特殊勤務手当）

第8条 特殊勤務手当の区分は、別表第3に掲げる作業（以下「危険作業」という。）に従事する職員の特殊勤務手当（以下「危険作業手当」という。）とする。

2 危険作業手当は、職員が危険作業に従事したときに、その作業に従事した日1日につき、別表第3による作業区分に応じて、それぞれ次に掲げる額を支給する。ただし、職員が同時に2以上の危険作業に従事したときは、当該作業区分に応ずる額のうち、そのいずれか高い額の危険作業手当のみを支給する。

- (1) 第1号の作業 360円
- (2) 第2号の作業 250円
- (3) 第3号の作業 160円

3 所属の長は、危険作業手当の支給を受ける職員があるときは、当該手当の作業区分、職務の内容、職務に従事した日時及びその時間等支給上必要な事項並びにその支給額を時間外勤務等命令簿・特殊勤務手当実績簿（別記様式）に記載しておかなければならない。

（特地勤務手当等）

第9条 条例第8条第1項に規定する特地出先機関及び同条第2項に規定する準特地出先機関は、別に管理者が定めるものとする。

2 条例第8条第2項に規定する管理者の定めるところ及び管理者の定める条件並びに同条第3項に規定する任用の事情等を考慮して管理者が定める職員及び均衡上必要があると認められるものとして管理者の定める職員並びに管理者の定めるところについては道職員の例による。

（時間外勤務手当等の支給）

第10条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、時間外勤務等命令簿・特殊勤務手当実績簿（別記様式）により勤務を命ぜられた職員に対し、その実際に勤務した時間について支給する。

（休日勤務手当の支給される日）

第11条 条例第11条後段に規定する管理者が定める日は、国の行事の行われる日等で管理者が指定する日とする。

（宿日直手当）

第12条 宿日直手当は、正規の勤務時間以外の時間、休日等及び前条に規定する日に宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に、その勤務1回につき、4,200円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,100円とする。

2 前項に規定する宿直勤務又は日直勤務以外の宿直勤務又は日直勤務で、発電管理事務所又は工業用水道管理事務所において施設の管理業務を行う宿直又は日直の勤務にあっては、7,200円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,600円とする。

3 宿日直勤務命令は、所属の長が、時間外勤務等命令簿・特殊勤務手当実績簿（別記様式）によって命ずるものとする。

（期末手当）

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日（本条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定によりその職を失い、又は死亡した職員（第16条第6項の規定の適用を受ける職員及び管理者が定める職員を除く。）についても同様とする。

（勤勉手当）

第14条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定によりその職を失い、又は死亡した職員（管理者が定める職員を除く。）についても同様とする。

（退職手当）

第15条 条例第15条第6項に規定する管理者が定める者は、特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。）とする。

2 条例第15条第6項に規定する管理者が指定する者にあつては、管理者が指定する期間は、

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）第10条第2項後段を準用する。

3 条例第15条第9項に規定する管理者が指定するものは、次の各号の規定に該当するものとし、それぞれ当該各号に定める給付を、退職手当として支給する。

- (1) 管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条に規定する公共職業訓練等を受けている者については、技能習得手当
- (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者については、寄宿手当
- (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者については、傷病手当
- (4) 職業に就いたものについては、就業促進手当
- (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費
- (6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、広域求職活動費
（休職者の給与）

第16条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患、動脈硬化性心臓疾患、悪性新生物、高血圧症による中枢神経系の血管損傷による疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、管理者が定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で道職員給与条例第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定によりその職を失い、又は死亡したときは、管理者が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、管理者が定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、道職員給与条例第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは、「第21条第6項」と読み替えるものとする。

（補則）

第17条 職員の給与の額及び支給の方法並びに条例において管理者の定めるものについては、この規程に定めがあるものを除くほか、道職員の例による。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づき育児休業の承認を受けて育児休業をした職員及び同法第10条第1項の規定に基づき育児短時間勤務の承認を受けて育児短時間勤務をした職員の給与等については、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の適用を受ける者の例による。

3 法第26条の5第1項の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をした職員の給与等については、北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号）の適用を受ける者の例による。

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員については、同条例の適用を受ける者の例による。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 本局の主査の職務 2 工業用水道管理事務所の次長又は係長の職務 3 発電管理事務所の係長の職務 4 発電事業所の次長又は係長の職務 5 相当困難な業務を処理する指導主任の職務

	6 困難な業務を処理する主任の職務
4 級	1 本局の困難な業務を処理する主査の職務 2 工業用水道管理事務所の困難な業務を処理する次長又は特に困難な業務を処理する係長の職務 3 発電管理事務所の特に困難な業務を処理する係長の職務 4 発電事業所の困難な業務を処理する次長又は特に困難な業務を処理する係長の職務 5 特に困難な業務を処理する指導主任の職務 6 極めて困難な業務を処理する主任の職務
5 級	1 主幹の職務 2 本局の特に困難な業務を処理する主査の職務 3 工業用水道管理事務所の所長、特に困難な業務を処理する次長又は極めて困難な業務を処理する係長の職務 4 発電管理事務所の次長又は極めて困難な業務を処理する係長の職務 5 発電事業所の所長、特に困難な業務を処理する次長又は極めて困難な業務を処理する係長の職務 6 極めて困難な業務を処理する指導主任の職務
6 級	1 困難な業務を処理する主幹の職務 2 工業用水道管理事務所の困難な業務を処理する所長の職務 3 発電管理事務所の所長又は困難な業務を処理する次長の職務 4 発電事業所の困難な業務を処理する所長の職務
7 級	1 課長又は参事の職務 2 発電管理事務所の困難な業務を処理する所長の職務
8 級	局次長又は困難な業務を処理する課長若しくは参事の職務
9 級	局長又は困難な業務を処理する局次長の職務

別表第2（第5条関係）

管理職手当を支給する職

職名	支給区分
局長及び局次長	1 種
課長及び参事	2 種
発電管理事務所長	3 種

別記様式（第8条、第10条、第12条関係）

時間外勤務等命令簿・特殊勤務手当実績簿

主幹、工業用水道管理事務所長及び発電管理事務所次長

4 種

別表第3（第10条関係）

危険作業の区分

第1号	第2号	第3号
1 特別高圧2回線支持物において、1回線停電して行う作業 2 屋外母線及び鉄構等における宙乗り作業 3 爆発、火災、震災、その他天災及び主要機器等の焼損事故の際における消火及び非常作業 4 地上及び水面上5メートル以上の足場の不安定な場所での作業 5 傾斜30度以上の水圧管及び隧道内部における作業又は監督 6 取水塔周辺及び溢流ゲート前面の碎水作業 7 深さ3メートル以上の仮設掘削溝内における作業及び監督	1 水圧管、ケーシング及びドラフトチューブ内部作業 2 雨中のディスコン棒による開閉作業、その他雨中の活線作業 3 充電中の線路の下における添架線作業 4 活線近接作業 電圧(キロボルト) 100 60 20～10 6～3 距離(メートル) 2.5 1.4 1.0 0.8 備考 近接距離は、この表以下とする。 巡視は、含まない。 5 天井クレーン走行下及びエレベーターゲージ下における作業及び監督	1 重量物運搬作業 (1) 器具を用いて行う次の作業における運搬 ア 主要機器の大規模な分解補修作業 イ 20キロボルト以上のしゃ断器の一部分分解作業 (2) 人力のみによる1個重量80キログラム以上の運搬 2 暴風雨雪の際の特に危険と認められる屋外作業 3 水上におけるじんかい除去作業 4 ダム及び建家屋上における雪庇除去作業 5 ドラフトゲートの碎水作業 6 運転中のバーレル内における危険な作業 7 器機の補修又は改造時における熔接作業 8 配水管路弁柵内における作業 9 浄水池スラッジ除去作業 10 試薬調整時における有毒薬物取扱作業

所 属 _____ 氏 名 _____ (級 号俸) _____ 月分 _____

勤 務 命 令 所属長	直 接 監督者	日 (曜日)	勤 務 の 内 容	勤 務 を 命 じ た 時 間	時 間 外 勤 務					休日勤務	夜間勤務	危 険 作 業			宿 日 直		確 認 印	
					※	※	※	※	※			1号	2号	3号	5H上	5H未	所属長	直 接 監督者
		()		時 分から 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	回	回	回	回	回		
		()		時 分から 時 分	・	・	・	・	・	・	・							
		()		時 分から 時 分	・	・	・	・	・	・	・							
		()		時 分から 時 分	・	・	・	・	・	・	・							
		()		時 分から 時 分	・	・	・	・	・	・	・							
		()		時 分から 時 分	・	・	・	・	・	・	・							
		()		時 分から 時 分	・	・	・	・	・	・	・							
		()		時 分から 時 分	・	・	・	・	・	・	・							

		()		時 分から 時 分	・	・	・	・	・	・	・							
計					時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	回	回	回	回	回	合 計	
単 価					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
金 額																		
計					円					円	円	円			円			

(注) ※印は、管理者が別に定める支給割合を記入する。

北海道企業職員退職手当規程を廃止する規程を次のように定める。

平成21年11月30日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

北海道企業管理規程第11号

北海道企業職員退職手当規程を廃止する規程

北海道企業職員退職手当規程（昭和42年北海道企業局管理規程第3号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

公益的法人等への企業職員の派遣等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年11月30日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

北海道企業管理規程第12号

公益的法人等への企業職員の派遣等に関する規程の一部を改正する規程

公益的法人等への企業職員の派遣等に関する規程（平成13年北海道企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のとおり改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、公益的法人等への北海道職員の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号。以下「条例」という。）に基づく公益的法人等への企業職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣等に関し必要な事項）

第2条 企業職員の派遣等に関し必要な事項は、条例第3条第1項第1号に規定する派遣職員の例による。

第3条から第9条までを削る。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される企業職員の処遇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年11月30日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

北海道企業管理規程第13号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される企業職員の処遇等に関する規程の一部を改正する規程

外国の地方公共団体の機関等に派遣される企業職員の処遇等に関する規程（昭和63年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「派遣された」を「派遣される」に改める。

第2条を次のように改める。

（派遣職員の処遇等）

第2条 派遣職員の処遇等に関し必要な事項は、条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員の例による。

第3条から第5条までを削る。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月1日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

北海道企業管理規程第14号

北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和39年北海道企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「等の例による。」を「の適用を受ける者の例による。」に改める。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第10号

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）第8条に規定する特に出先機関及びその級別は、次のとおりとし、平成21年12月1日から適用する。

なお、平成19年3月30日北海道企業局告示第5号（特地部局及びその級別の指定）は、廃止する。

平成21年11月30日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

特に出先機関及びその級別の指定

所 在 地	出 先 機 関 名	級別区分
深川市鷹泊	鷹泊発電管理事務所	2

道 人 事 委 員 会 規 則

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1189

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第1条 給料の調整額に関する規則(北海道人事委員会規則 7－188)の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道立の特別支援学校の項、市町村立の小学校及び中学校の項及び市町村立の特別支援学校の項調整数の欄中「2」を「1.5」に改める。

別表第2 公安職給料表の項中「12,500円」を「12,400円」に改め、同表海事職給料表の項中「12,800円」を「12,700円」に改め、同表高等学校教育職給料表の項中「9,000円」を「8,900円」に、「11,100円」を「11,000円」に、「12,000円」を「11,900円」に改め、同表中学校及び小学校教育職給料表の項中「11,600円」を「11,500円」に改め、同表医療職給料表(3)の項中「12,600円」を「12,500円」に改め、同表の備考第1項中「12,000円」を「11,900円」に改め、同表の備考第2項中「11,600円」を「11,500円」に、「11,800円」を「11,700円」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則 7－1105)の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「調整基本額」の次に「(平成21年12月1日において減額改定対象職員(北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年北海道条例第95号)附則第3項第1号、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年北海道条例第97号)附則第2項第1号(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年北海道条例第98号)附則第2項において準用する場合を含む。)及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年北海道条例第99号)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。))である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を加え、附則第3項第2号から第4号までの規定中「調整基本額」の次に「(平成21年12月1日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を加える。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第1条中給料の調整額に関する規則別表第1の改正規定は、平成22年1月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1190

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則(北海道人事委員会規則 7－280)の一部を次のように改正する。
第29条の8第1項第1号中「100分の111以上100分の185以下」を「6月に支給する場合においては100分の111以上100分の185以下、12月に支給する場合においては100分の117以上100分の195以下」に改め、同項第2号中「100分の101以上100分の111未満」を「6月に支給する場合においては100分の101以上100分の111未満、12月に支給する場合においては100分の106.5以上100分の117未満」に改め、同項第3号中「100分の91」を「6月に支給する場合においては100分の91、12月に支給する場合においては100分の96」に改め、同項第4号中「100分の91未満」を「6月に支給する場合においては100分の91未満、12月に支給する場合においては100分の96未満」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1191

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(北海道人事委員会規則 7－354)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項を削る。

第2条の2中「第10条の5第1項第3号」を「第10条の5第1項第2号」に、「第10条の2の3第1項第3号」を「第10条の2の3第1項第2号」に、「第12条の4第1項第3号」を「第12条の4第1項第2号」に、「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第2条の3中「第10条の5第1項第3号」を「第10条の5第1項第2号」に、「第10条の2の3第1項第3号」を「第10条の2の3第1項第2号」に、「第12条の4第1項第3号」を「第12条の4第1項第2号」に改める。

第6条第2項中「、又は職員が道職員給与条例第10条の5第2項第2号、学校職員給与条

例第10条の2の3第2項第2号若しくは警察職員給与条例第12条の4第2項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合においてこれらの号に規定する当該新築若しくは購入の日から起算して5年を経過したとき」、「それぞれ」及び「又は5年を経過した日」を削り、「それらの」を「その」に改める。

別記第1号様式その1中「その1」を削り、「☐第1項第3号」を「☐第1項第2号」に改め、同様式住居届記入上の注意欄の1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項中「第1項第3号」を「第1項第2号」に改め、同事項を2の事項とし、4の事項から7の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

別記第1号様式その2を削る。

別記第2号様式中

「 決定 家賃額 借家 借間 のみ 」	を	「 決定 家賃額 」	に、	「 備考 第1項第2号に掲げる職員にあっては、新築又は購入の日から5年を経過する日を記入する。 」	を
---------------------------------------	---	---------------------	----	--	---

「
備考
」

に、
☐第1項第1号
☐第1項第2号
☐第1項第3号

を ☐第1項第1号
☐第1項第2号

に、「第1項第3号に」

を「第1項第2号に」に改める。

附 則

- この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の住居手当に関する規則の規定に基づいて作成されている住居届（別記第1号様式その1に限る。）又は住居手当認定簿の用紙がある場合においては、この規則による改正後の住居手当に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1192

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正

する。

第3条第3項に次の1号を加える。

- (4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第95号。以下「平成21年道職員改正条例」という。）の施行の日における平成21年道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び平成21年道職員改正条例第8条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号。以下「平成18年道職員改正条例」という。）附則並びに北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第99号。以下「平成21年警察職員改正条例」という。）の施行の日における平成21年警察職員改正条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例及び平成21年警察職員改正条例第3条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号。以下「平成18年警察職員改正条例」という。）附則の規定によるものとした場合の給料並びに当該各号に定める日に受けていた」とする。

第5条第3項に次の1号を加える。

- (4) 道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年道職員改正条例の施行の日における平成21年道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び平成21年道職員改正条例第8条の規定による改正後の平成18年道職員改正条例附則並びに平成21年警察職員改正条例の施行の日における平成21年警察職員改正条例第1条の規定による改正後の平成18年警察職員改正条例附則の規定によるものとした場合の給料並びに道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日を受けていた」とする。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1193

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係） 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号 俸	1	2	特 2	3	4
		級	級	級	級	級
再		円	円	円	円	円
任	1 から 4 まで	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	5 から 8 まで	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	9 から 12 まで	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	13 から 16 まで	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	17 から 20 まで	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
用	21 から 24 まで	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	25 から 28 まで	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	29 から 32 まで	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	33 から 36 まで	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	37 から 40 まで	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
職	41 から 44 まで	4,500	5,100	8,000	8,700	11,700
	45 から 48 まで	4,600	5,400	8,200	9,000	11,700
	49 から 52 まで	4,800	5,600	8,400	9,200	11,700
	53 から 56 まで	4,900	6,000	8,600	9,400	
員	57 から 60 まで	5,100	6,300	8,800	9,700	
	61 から 64 まで	5,300	6,500	9,000	9,900	
	65 から 68 まで	5,400	6,900	9,300	10,100	
以	69 から 72 まで	5,600	7,200	9,400	10,200	
	73 から 76 まで	5,700	7,500	9,600	10,400	
	77 から 80 まで	5,900	7,700	9,800	10,600	
外	81 から 84 まで	6,000	7,900	10,000	10,700	
	85 から 88 まで	6,100	8,100	10,100	10,800	
	89 から 92 まで	6,300	8,300	10,200	10,900	
	93 から 96 まで	6,400	8,500	10,300	11,100	
の	97 から 100 まで	6,500	8,700	10,500	11,100	
	101 から 104 まで	6,600	8,900	10,500	11,100	
	105 から 108 まで	6,700	9,100	10,600	11,100	
職	109 から 112 まで	6,700	9,300	10,700		
	113 から 116 まで	6,800	9,400			
	117 から 120 まで	6,900	9,600			
員	121 から 124 まで	6,900	9,700			
	125 から 128 まで	7,000	9,800			
	129 から 132 まで		10,000			
	133 から 136 まで		10,100			
	137 から 140 まで		10,200			
	141 から 144 まで		10,200			
	145 から 148 まで		10,300			
再任用 職員	149		10,400			
		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

備考 「中学校及び小学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。

別表第2（第3条関係） 高等学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号 俸	1	2	3	4
		級	級	級	級
再		円	円	円	円
任	1 から 4 まで	2,900	3,600	7,400	9,900
	5 から 8 まで	3,000	3,800	7,600	10,100
	9 から 12 まで	3,100	4,100	7,900	10,400
	13 から 16 まで	3,200	4,200	8,100	10,600
	17 から 20 まで	3,400	4,400	8,300	10,800
用	21 から 24 まで	3,600	4,600	8,600	11,000
	25 から 28 まで	3,800	4,800	8,700	11,200
	29 から 32 まで	3,900	5,100	9,000	11,300
	33 から 36 まで	4,100	5,400	9,200	11,500
	37 から 40 まで	4,300	5,600	9,400	11,700
職	41 から 44 まで	4,500	6,000	9,700	11,700
	45 から 48 まで	4,600	6,300	9,900	11,700
	49 から 52 まで	4,800	6,500	10,100	11,700
	53 から 56 まで	4,900	6,900	10,200	
員	57 から 60 まで	5,100	7,200	10,400	
	61 から 64 まで	5,300	7,500	10,600	
	65 から 68 まで	5,400	7,700	10,700	
以	69 から 72 まで	5,600	7,900	10,800	
	73 から 76 まで	5,700	8,100	10,900	
	77 から 80 まで	5,900	8,300	11,100	
外	81 から 84 まで	6,000	8,500	11,100	
	85 から 88 まで	6,100	8,700	11,100	
	89 から 92 まで	6,300	8,900	11,100	
	93 から 96 まで	6,400	9,100		
の	97 から 100 まで	6,500	9,300		
	101 から 104 まで	6,600	9,400		
	105 から 108 まで	6,700	9,600		
職	109 から 112 まで	6,700	9,700		
	113 から 116 まで	6,800	9,800		
	117 から 120 まで	6,900	10,000		
員	121 から 124 まで	6,900	10,100		
	125 から 128 まで	7,000	10,200		
	129 から 132 まで	7,100	10,200		
	133 から 136 まで	7,200	10,300		
	137 から 140 まで	7,200	10,400		
	141 から 144 まで	7,300			
	145 から 148 まで	7,400			
再任用 職員	149 から 152 まで	7,500			
	153	7,500			
再任用 職員		4,600	5,600	7,400	9,400

備考 「高等学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)をいう。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1194

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1101）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (13) 平成21年減額改定対象職員 平成21年12月1日において北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第95号）附則第3項第1号、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第97号）附則第2項第1号（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第98号）附則第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第99号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者をいう。
- 第3条第1項中「改正後の」を削り、「給料月額に」を「算定基礎額に当該算定基礎額を給料月額とみなして計算した」に、「給料月額と教職調整額」を「給料月額（平成21年減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下「算定基礎額」という。）と教職調整額（平成21年減額改定対象職員にあっては、算定基礎額を給料月額とみなして計算した額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下同じ。）」に、「なる職員」を「なるもの」に改める。

第4条第1項第1号から第3号までの規定中「給料月額」の次に「（平成21年減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」を加え、「額。」を「額」に改め、同項第4号ア中「給料月額」の次に「（平成21年減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」を加え、「額。）に相当する額」を「額）」に改め、同号イ中「給料月額」の次に「（平成21年減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」を加え、「額。」を「額」に改め、同項第5号中「応じた額」の次に「（平成21年減額改定対象職員にあっては、当該額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切

り捨てた額））」を加える。

第5条第1項中「受けることとなる給料月額」の次に「（平成21年減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」を加え、「額。」を「額」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1195

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1127）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「定める額」の次に「（第1号から第5号までに掲げる職員で平成21年12月1日において北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第95号）附則第3項第1号、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第97号）附則第2項第1号（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第98号）附則第2項において準用する場合を含む。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第99号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」を加える。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1196

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（減額改定対象職員に含まれない者）

第1条 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第95号。以下「道職員改正条例」という。）附則第3項第1号、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第97号。以下「学校職員改正条例」

という。) 附則第2項第1号(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年北海道条例第98号) 附則第2項において準用する場合を含む。以下学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。) 及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年北海道条例第99号。以下「警察職員改正条例」という。) 附則第2項第1号のこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものは、北海道企業職員給与規程(昭和42年北海道企業局管理規程第2号) 別表第1の行政職給料表若しくは北海道企業職員給与規程(平成21年北海道企業管理規程第10号) 第2条に規定する行政職給料表の道職員改正条例附則第3項第1号の表道職員給与条例第4条第1項第1号、学校職員給与条例第5条第1項第1号又は警察職員給与条例第5条第1項第2号に規定する行政職給料表の項に掲げる職務の級及び号俸又は北海道企業職員給与規程(昭和42年北海道企業局管理規程第2号) 別表第1の2の1号俸とする。

(新たに職員となった者の改正条例附則第3項第1号等の給料の調整額等の月額の算定の基準となる日の特例)

第2条 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものは、平成21年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について道職員改正条例第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。) 第19条第1項後段若しくは第21条第6項、学校職員改正条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。) 第19条第1項後段若しくは第21条第7項(これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。) 第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。) 又は警察職員改正条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。) 第22条第1項後段若しくは第26条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。) までの期間において、職員(道職員給与条例、学校職員給与条例、市町村立学校職員給与条例、警察職員給与条例及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。) の適用を受ける職員をいう。以下同じ。) から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

(1) 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第2項

に規定する特定地方独立行政法人をいう。) の職員

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第3条第3項第1号から第3号までに規定する特別職に属する者で北海道に勤務するもの

(3) 国家公務員

(4) 職員以外の地方公務員

(5) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号) 第10条第2項に規定する退職派遣者

(6) 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号) 第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)

2 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、人事委員会が別に定める日とする。

(在職しなかった期間等がある者の改正条例附則第3項第1号等の月数の算定)

第3条 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成21年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)

(2) 休職期間(法第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号) 第1条の2の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号) 第6条第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) 第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、非常勤職員期間(非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号) 第2条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号) 第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務職員期間(育児休業法第10条の規定により育児短時

間勤務をしていた期間をいう。)又は自己啓発等休業期間(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。)

(3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)

(4) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

(5) 道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書、警察職員給与条例第15条ただし書若しくは企業職員給与条例第16条第1項(同項括弧書に掲げる場合に限る。)、北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第26条若しくは企業職員給与条例第16条第2項、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第16条第3項(同条例第17条第2項において準用する場合を含む。))若しくは北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第16条第3項(同条例第17条第2項において準用する場合を含む。))

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。))又は北海道職員等の修学部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第4号)第3条第1項若しくは北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第5号)第3条第1項の規定により給与を減額された期間

(6) 道職員給与条例第13条本文、学校職員給与条例第13条本文、警察職員給与条例第15条本文又は企業職員給与条例第16条第1項(同項括弧書に掲げる場合を除く。))の規定により給与を減額された期間

2 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成21年4月から同年11月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第6号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。))であって、その月について支給された給料の額が道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.23を乗じて得た額(以下「附則第3項第1号等基礎額」という。))に満たないものの

(平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の調整対象者から除く者)

第4条 道職員改正条例附則第3項第2号、学校職員改正条例附則第2項第2号及び警察職員改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月に期末手当及び勤勉手当が支給された後に退職し、その後基準日までに再び採用された者(職員から人事交流等により引き続いて第2条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者を除く。))とする。

(端数計算)

第5条 附則第3項第1号等基礎額又は道職員改正条例附則第3項第2号、学校職員改正条例附則第2項第2号及び警察職員改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。